

2020年4月17日
九州電力株式会社
九州電力送配電株式会社

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について

本日、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、経済産業大臣から求められておりました、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収(令和2年4月6日付)に対して、別添文書にて報告いたしましたので、お知らせいたします。

関西電力株式会社の役職員における金品受領等に類似する事案がないか調査した結果、そのような事案はないことを確認いたしました。

引き続き、公益事業者として求められる高い倫理観を持って、コンプライアンスに則った事業運営を徹底してまいります。